

# 理事会運営規程

制定 平成23年 4 月 1 日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人車両競技公益資金記念財団（以下「本財団」という。）の定款第37条第2項に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の開催)

第2条 理事会は、毎事業年度毎に、原則として6月及び3月の年2回開催する。

2 次の各号の一に該当する場合には随時、理事会を開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

## 第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、第2条第2項第3号により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、第2条第2項第2号による場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 第2条第2項第3号による場合は、理事又は監事が招集する。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定に係わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続き

を経ることなく理事会を開催することができる。

### 第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときにおける理事会の議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第7条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第89条に定められたものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって別表に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事及び監事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、

議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

#### 第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、本財団の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本財団の業務執行
- (2) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (3) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (4) 事業報告書及び決算の計算書類等の承認
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 重要な使用人の選任、解任等
- (8) その他法令又は定款で定められた事項

(報告事項)

第17条 代表理事並びに業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第18条 理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

#### 第6章 雑則

(改廃)

第19条 本規程の改廃は理事会の決議による。

(附則)

この規程は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。

(平成23年4月27日理事会追認)

(別表)

## 議事録記載事項

### I 第2条の規定による理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
  - イ 第2条第2項第2号の規定による理事長以外の理事又は監事の請求を受けた招集
  - ロ 第2条第2項第3号の規定による理事長以外の請求をした理事又は監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 第11条の規定による監事の意見
- 6 理事会の議長の氏名

### II 第9条の規定によるみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

### III 第10条の規定による報告省略理事会

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名